

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出を行っている保険医療機関です。

【入院基本料等】

第1病棟（許可病床数26床） 地域一般入院料3（一般入院）

1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎配置は以下のとおりです。

- ・朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- ・夕方17時15分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

第2病棟（許可病床数42床） 特殊疾患病棟入院料1（特疾1）

1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

看護職員及び看護補助者の最小必要数の5割以上が看護職員であり、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師です。

時間帯毎配置は以下のとおりです。

- ・朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時15分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は42人以内です。
- ・夕方17時15分～朝8時45分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は42人以内です。

第3病棟（許可病床数42床） 療養病棟入院料1 8割以上（療養入院）

1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

1日に7人以上の看護補助者が勤務しています。

看護職員の最小必要数の2割以上が看護師です。

時間帯毎配置は以下のとおりです。

- ・朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・朝8時45分～夕方17時15分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時15分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は42人以内です。
- ・夕方17時15分～朝8時45分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は42人以内です。

【入院の付添について】

当院では、厚生労働大臣の定める基準看護を行っており、患者さんの負担による付添看護は行っておりません。

【その他の届出事項】

- ・地域包括ケア入院医療管理料2（地包ケア2）
- ・看護職員配置加算
- ・重症者等療養環境特別加算（重）
- ・療養環境加算（療）
- ・看護配置加算（看配）
- ・看護補助加算1（30対1）（看補）
- ・看護補助体制充実加算2
- ・療養病棟療養環境加算1（療養1）
- ・診療録管理体制加算3（診療録3）
- ・データ提出加算（データ提）
- ・入院時食事療養（I）（食）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（脳Ⅲ）
- ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・認知症ケア加算（認ケア）
- ・看護補助体制充実加算1（療養病棟入院基本料の注12）：有（療養入院）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）（運Ⅲ）
- ・CT撮影（C・M）
- ・ニコチン依存症管理料（ニコ）
- ・在宅療養支援病院（支援病3）
- ・在宅時医学総合管理料（在医総管）
又は特定施設入居時等医学総合管理料（在医総管）
- ・在宅がん医療総合診療料（在総）
- ・クラウン・ブリッジ維持管理（補管）
- ・CAD・CAM冠（歯CAD）
- ・初診料（歯科）の注1に掲げる基準（歯初診）
- ・入退院支援加算1（入退支）
- ・外来ベースアップ評価料
- ・入院ベースアップ評価料
- ・医療安全対策加算2（医療安全2）
- ・看護補助体制充実加算3（地域包括ケア病棟入院料注5）

【外来部門】

各科、予約診療を実施しております。また、かかりつけの患者さんに対する時間外診療を実施しております。

【在宅療養部門】

往診、在宅患者訪問診療、在宅患者訪問看護・指導、訪問看護指示、在宅訪問リハビリテーション指導管理、在宅患者訪問点滴注射管理指導、在宅自己注射指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅寝たきり患者処置指導管理を実施しております。

【紹介について】

秋田大学医学部附属病院、秋田赤十字病院、秋田厚生医療センター等への紹介を実施しております。

・ 上記人数は平成20年7月勤務実績からの算出。

・ 日勤合計+早番（係数は日勤時間帯6.5時間を1日勤務時間7.5時間で除す=0.86・・・ただし、3病棟看護のみ日勤時間帯が6.25のため、係数は0.83）+遅番（係数は日勤時間帯5.0時間を1日勤務時間7.5時間で除す=0.66）+半日（係数は日勤時間帯3.5時間を1日勤務時間7.5時間で除す=0.46）+早半（係数は日勤時間帯2.5時間を1日勤務時間7.5時間で除す=0.33）の計を月日数で除す。

・ 例；平成20年7月3病棟実績（看護職員）

（日勤）229人+（早番）33人×0.83=27.39人+（遅番）0人+（半日）52人×0.46=23.92人

+（早半）0人=280.31人・・・これを月日数31日で除すと≒9.04人/日

・・・1日あたり日勤者が9人（以上）勤務している。

この数字で病棟患者数を除す・・・42人÷9人≒4.6人

つまり、日勤看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内となる。